

| 項番 | 公募要領大項目  | 公募要領中項目 | 質問  | 回答  |
|----|----------|---------|---|---|
| 1  | 全体       |         | 選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。  | 【予定であり、変更することがあります。】<br><実証事業選定まで> 令和7年4月11日 公募締切<br>4月中 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。）<br>5月末 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。）<br><実証事業選定後> ~令和8年1月末 事業計画書作成後、実証事業実施、事業実施報告書作成・提出<br>実証事業終了後 経費精算・報告<br>→ 実証事業実施者へ経費支払い（精算払い。）。<br>令和8年2月~3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）                          |
| 2  | 全体       |         | 今回の公募（令和7年3月3日~令和7年4月11日）終了後に二次公募の予定はあるか。   | 現時点で、その予定はありません。  |
| 3  | 全体       |         | 公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。   | 8件程度を想定しています。   |
| 4  | 全体       |         | 本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。   | 補助率（自己負担割合）の設定はありません。<br>本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。<br>国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり11百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。<br>また、本事業では、観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合を除き、モニターツアー参加者の経費を負担することは原則不可とします。 |
| 5  | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 民間事業者等の「等」には何が含まれるのか。   | 民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。   |
| 6  | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 「地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする等の民間事業者等又はそれらによる組織・団体・協議会」とあるが、組成割合に指定はあるか。 | 組成割合に指定はありません。  |
| 7  | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 応募の段階で地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。                            | 申請の代表主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とし、趣意書を提出いただきます。<br>連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。   |
| 8  | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 連携体制について、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。  | 地方公共団体との連携においては、趣意書の提出を求めます。その他の関係団体同士においては、書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにしても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。  |
| 9  | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 趣意書の作成において、首長決裁や公印が必要になるか。  | 担当課長等、事業に直接かわかる部署の確認が取れていれば問題ありません。公印も不要ですので、エクセルの様式に沿って記入の上、ご提出ください。   |

| 項番 | 公募要領大項目  | 公募要領中項目 | 質問   | 回答   |
|----|----------|---------|--|--|
| 10 | Ⅱ.募集内容等  | 1. 申請条件 | 「代表主体が複数の申請を代表主体として提出を行うことは認めない。」とあるが、複数の事業の連携事業者として申請をすることは可能か。         | お見込みのとおりです。  |
| 11 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 販売計画・販売戦略は、申請段階においてどのレベルで立てる必要があるか。                                      | 令和7年度末には、造成したコンテンツに関する中長期的な販売戦略を立ててもらうことを想定していますが、申請段階においては、少なくとも令和7年度の事業期間中の販売に関する方針（具体的な販路など）を定めることを求めます。ただし、申請段階における販売計画・販売戦略においても、申請時点で想定しているコンテンツの特性等を踏まえ中長期的に見て合理的と考えられる内容であることを求めます。  |
| 12 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」とはどのような組織か。また、申請にあたりネットワークへの登録はいつまでに完了していなければいけないのか。 | 新たな国内交流市場の拡大を図ることを目的とした「第2のふるさとづくりプロジェクト」の主旨に賛同した参画団体に対し、優れた取組手法や関連省庁からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供等を行う組織です。申請時点までにご参加をお願いいたします。詳しくは、以下をご覧ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/anehometown/network/">https://www.mlit.go.jp/kankocho/anehometown/network/</a> |
| 13 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | モニターツアーの対象として設定ができる人はどのような人か。  | 過去の取組や来訪情報等をもとに本事業のターゲットとなりうる層に対してのニーズ分析を行い、提供できる地域の潜在能力や地域資源を考慮した上で、継続的な多頻度での来訪を促進するための課題を明確にし、ターゲットを定めることを求めます。  |
| 14 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 「経済効果」について、厳密に経済波及効果を計算する必要があるか。   | 経済波及効果の算出は求めません。各地域にて、地域消費額や雇用創出数など地域経済に関する目標を設定し、それについて検証をおこなうことを求めます。  |
| 15 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 集客販路に制限はあるか。   | 事業の持続可能性の観点から見て合理的と判断される販路であれば特に制限はありません。  |
| 16 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 事業の自走化等の持続可能性に関する取組が現時点で策定できていない場合、減点の対象となるのか。                           | 事業期間内で事業の自走化等に関する中長期的な方針や計画を定めることとしており、事業開始時に定めていなかった場合について、減点とはなりません。なお、事業開始時に定めている場合は、加点とします。  |
| 17 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | その他「第2のふるさとづくり」のために有効な取組について、過去の成果の全てを入れなくてはならないか。                       | 本記載は地域における「第2のふるさとづくり」の取組の位置づけや、その他の取組との相乗効果等について審査するために設けています。その観点から必要となる範囲の取組について記載してください。   |
| 18 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 申請主体である協議会等の構成員に観光地域づくり法人、金融機関等例示がありますが、これらの団体は必須でしょうか。                  | 観光地域づくり法人（DMO）、金融機関等が構成員にいることは必須ではありませんが、公募要領に記載の通り、「広域連携DMO」など、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人（登録DMO）』が構成員にいる場合は、加対象となります。   |
| 19 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 「申請時にのべ再来訪者数および地域消費額について適切な事業目標（KPI）を設定すること」について、どのようにして達成状況を把握するのか。     | 具体的な手法については、事業実施者の提案によるものとなります。なお、継続的な事業実施のためにも、地域での最適な顧客管理方法等についてもご検討ください。  |
| 20 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件 | 設定した事業目標（KPI）をクリアできなかった場合返金となるのでしょうか                                     | 返金や罰則等はありません。ただし、申請時においては、地域で設定した事業目標（KPI）を達成できるような計画としてください。なお、達成できなかった場合については、その要因の分析を実施していただき、報告していただくこととなります。  |

| 項番 | 公募要領大項目  | 公募要領中項目               | 質問   | 回答  |
|----|----------|-----------------------|--|---|
| 21 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件               | 地域外での交流拠点での交流会の開催等は、再来訪としてカウントしないのでしょうか。   | お見込みの通りです。  |
| 22 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件               | 既存の関係人口コミュニティの裾野を広げるための施策、これまでに実証してきたコンテンツをブラッシュアップし新たな関係人口に繋げる等の取組みも事業の対象になるのか。     | 既存のコンテンツをブラッシュアップし、ターゲット層の再来訪を創出させる計画であれば、事業の対象となります。   |
| 23 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請条件               | 旅マエ・旅アトの取組は必須なのか。  | 必須項目ではないものの、過年度事業を通して、旅マエ・旅アトの取組を実施している地域の方が、再来訪率が高くなる傾向にあることが分かっていることから、観光庁としてもこのような取組の実施を推奨しています。   |
| 24 | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 募集する実証事業           | 先駆的事例創出モデルで重要視されるポイントは何か。  | 今年度は、①再来訪に繋がっていくプログラムであること。②観光庁の支援が無くなった場合の持続可能なビジネスモデルであること。③人と地域の関係人口化による経済効果を生み出すものであること以上3点を最重要ポイントと捉えています。このほか、ナレッジ集や過年度の成果報告会等も参考にさせていただきながら、プログラムの造成を行っていただくことを求めます。 |
| 25 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 伴走支援者について          | 伴走支援はどのタイミングで受けられるのか。  | 事業事務局において選定した伴走支援者を希望する地域においては、事前の伴走支援の予定はなく採択決定後に伴走支援者を派遣いたします。  |
| 26 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 伴走支援者について          | 申請主体者が独自に伴走支援者を設置した場合、支援に関わる費用は事業者負担とあるが、支援は受けられないという理解か。                            | 当該費用はモデル実証経費として精算が可能です。ただし、伴走支援者に係る費用は事業承認後に発生したもののみ認めます。   |
| 27 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 伴走支援者について          | 伴走支援者はどのような方が選定されているか。   | 事業事務局において選定した伴走支援者は、地域の関係人口の創出に関する知見や、体験商品の造成・販売に関する知見を有する者（民間の有識者・学識）などを想定しています。   |
| 28 | Ⅱ. 募集内容等 | 5. 応募申請書の記載に当たったのポイント | 外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようになるか。全額支払いなしになるのか。            | 経費計上期間は、原則として令和8年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありませんが、この場合でも、対象期間までに実証を完了できなかったときは、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。  |
| 29 | Ⅱ. 募集内容等 | 5. 応募申請書の記載に当たったのポイント | 必要な許認可について、申請は行ったがその結果が出ていない場合も申請可能か。  | 申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可が下りないといったことが無いよう、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。  |
| 30 | Ⅱ. 募集内容等 | 6. 経費について             | 選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。 | お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。   |
| 31 | Ⅱ. 募集内容等 | 6. 経費について             | モニターツアーの費用として、本事業でどこまで負担することができるのか。  | 観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合を除き、モニターツアー参加者の経費を負担することは原則不可とします。   |

| 項番 | 公募要領大項目     | 公募要領中項目         | 質問   | 回答  |
|----|-------------|-----------------|--|---|
| 32 | Ⅱ. 募集内容等    | 6. 経費について       | 「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。   | 次のURL内の【別表2】をご参照ください。<br><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf</a>  |
| 33 | Ⅱ. 募集内容等    | 6. 経費について       | 「借料及び損料」について、本事業の実証事業においてコンテンツ造成の一環でファムトリップ等を実施する場合に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。  | 事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。  |
| 34 | Ⅱ. 募集内容等    | 6. 経費について       | 既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組のみ対象となるのか。   | 既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。  |
| 35 | Ⅱ. 募集内容等    | 6. 経費について       | 地域クーポンとして使えるものに制限はあるのか。（飲食、宿泊、移動、物産など。）  | 制限を設けているものではありません。ただし、モニターツアーの実施に係る宿泊や移動に関しては、原則経費対象外としておりますので、モニターツアー以外の滞在費や移動費に対してクーポンを発行する等、モニターツアー以外の来訪に対するインセンティブづくりとしてご提案ください。例えば、必ずしも多頻度の来訪を全てモニターツアーとして来訪していただく必要は無いため、自発的に継続的に来訪してもらうための地域内消費クーポン等の取組も対象となります。 |
| 36 | Ⅱ. 募集内容等    | 6. 経費について       | 「既存地域ファンの観光行動や消費行動の調査分析」とあるが、ニーズ分析というのは、どのような取組のことを指すのか。                           | 令和6年度は、地域への理解が一定進んでいる来訪者に対して、継続的かつ多頻度の訪問を促す取組を支援していきますので、ターゲットとなり得る来訪者が求めているプログラムや地域との関わり方を分析し、それに合うようなプログラム造成を求めています。分析の具体的手法は定めておりませんが、例えば、DMOで実施している地域に訪れている来訪者のニーズ分析結果を活かす等が考えられる。                                  |
| 37 | Ⅱ. 募集内容等    | 6. 経費について       | 実施プログラムに必要なCRMの改変費用は対象経費に含まれるか。  | 事業期間内の利用料を支払う等であれば認められるが、所有権が発生するハード整備・物品購入費は原則的に調査事業の支援対象外となります。   |
| 38 | Ⅱ. 募集内容等    | 8. 経費計上期間（実施期間） | 「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。                                      | 利用可能です。   |
| 39 | Ⅱ. 募集内容等    | 8. 経費計上期間（実施期間） | 「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和8年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和7年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。     | 令和7年度分（令和8年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和8年1月31日までの経費を計上可能とします。   |
| 40 | Ⅲ. 事業実施者の選定 | 1. 選定方法         | <審査における加点項目>に記載されている事項のうち、既に実施している他の取組や、今後予定している取組が本事業と相乗効果が大きいと判断する基準はあるのか。       | 明確な判断基準はありませんが、他事業により整備したものを本事業で活用する等、直接的な関連がある事業や二地域居住や多地域居住を促進するような施策等を記載されている場合は、加点対象とします。   |
| 41 | Ⅲ. 事業実施者の選定 | 1. 選定方法         | <審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。 | お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。  |

| 項番 | 公募要領大項目     | 公募要領中項目        | 質問   | 回答   |
|----|-------------|----------------|--|--|
| 42 | Ⅲ. 事業実施者の選定 | 1. 選定方法        | <審査における加点項目>のうち、「重点支援DMOなど、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人（DMO）』が実施体制に参画していること。」について、「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」が参画する場合も加点されるか。                            | 「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」の場合は加点しません。  |
| 43 | Ⅲ. 事業実施者の選定 | 2. ヒアリングの実施等   | ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。  | ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないといったものではありません。  |
| 44 | Ⅳ. 留意点      | 1. 申請内容等について   | 「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。  | 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和8年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。 |
| 45 | Ⅳ. 留意点      | 3. 事業経費・精算について | 経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。  | 概算払いや都度精算は対応できません。事業完了後の精算までは、事業実施者により経費を立て替えていただくこととなりますので、ご留意の上、応募をご検討ください。  |
| 46 | Ⅳ. 留意点      | 3. 事業経費・精算について | 新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。   | お見込みのとおりです。  |
| 47 | Ⅳ. 留意点      | 5. その他         | 成果物の「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和8年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和8年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）。 | 実証事業の成果物とは、公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「4. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。                 |